姫路市上下水道局管理規程第　　７　号

令和　８年１１月１７日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局事務分掌規程（平成１９年姫路市企業局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「管理者が欠けた」を「不在の」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　管理者及び次長ともに事故があるとき、又は不在のとき（次長が置かれていないときを含む。以下この項において同じ。）は経営管理部長が、管理者、次長及び経営管理部長のすべてに事故があるとき、又は不在のときは経営管理課長が、その職務を代理する。

附　則

この規程は、令和８年１２月１日から施行する。

姫路市上下水道局管理規程第　　８　号

令和　８年１１月１７日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

姫路市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局決裁規程（平成１９年姫路市企業局管理規程第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「規程第３条第１項」を「姫路市上下水道局事務分掌規程（平成１９年姫路市企業局管理規程第９号。以下「事務分掌規程」という。）第３条第２項」に改め、同条第９号から第１２号までの規定中「規程」の前に「事務分掌」を加える。

第６条第２項を次のように改める。

２　管理者及び次長ともに事故があるとき（次長が置かれていないときを含む。以下この項において同じ。）は経営管理部長が、管理者、次長及び経営管理部長のすべてに事故があるときは経営管理課長が、管理者の決裁事項を代理決裁することができる。

第７条第２項中「次長」の次に「（次長が置かれている場合に限る。）」を加える。

第１３条中「規程」の前に「事務分掌」を加える。

附　則

この規程は、令和８年１２月１日から施行する。